

規制の事前評価書

| | | | |
|---------------------------|--|--|---|
| 政策の名称 | 信託会社等の届出事項に、信託業法第34条第1項の規定に基づく業務及び財務の状況に関する説明書類の縦覧を開始した場合の届出を追加等する | | |
| 担当部局 | 金融庁監督局銀行第1課 電話番号： 03-3506-6000(内線 3395、3758) | | |
| 評価実施時期 | 平成20年2月1日 | | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>(現状・問題点) 現状、信託業法においては、利用者保護の観点から、信託会社等に対して、信託業法第34条第1項の規定に基づく業務及び財務の状況に関する説明書類(以下「ディスクロ誌」という。)の公衆縦覧を義務付けているが、当該公衆縦覧を開始した場合の届出及び添付書類として当該ディスクロ誌の提出は義務付けていない。また、新信託業法が施行されて3年を経過したところであるが、ディスクロ誌のWeb公表は各社に委ねられていることもあり、Web公表している信託会社はないことから、監督当局においては、ディスクロ誌の内容及び公衆縦覧義務の履行状況を的確に把握しがたい状況にある。</p> <p>(規制の変更の必要性) 現状、監督当局においては、ディスクロ誌の内容及び公衆縦覧義務の履行状況を的確に把握しがたい状況にあり、利用者保護の徹底の観点から、銀行等と同様に、ディスクロ誌の内容及び公衆縦覧義務の履行状況を定期的に把握できる枠組みを整備することが適当である。このため、ディスクロ誌の縦覧を開始した場合の届出を追加するとともに、当該届出の添付書類として当該ディスクロ誌の提出を求める必要がある。</p> | | |
| | 法令の名称・関連条項とその内容 | 信託業法施行規則第48条第1項、第51条の9第1項、第53条第4項、第63条第1項、別表第3、別表第4の2、別表第5、別表第8 | |
| 想定される代替案 | ディスクロ誌の縦覧を開始した場合の届出の追加のみを行い、当該届出の添付書類としてディスクロ誌の提出は求めない。 | | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | | |
| | (遵守費用) | <ul style="list-style-type: none"> ・当局への届出のための事務コスト | <ul style="list-style-type: none"> ・当局への届出のための事務コスト(ディスクロ誌の添付のためのコストを除く) |
| | (行政費用) | <ul style="list-style-type: none"> ・届出に対する受付業務 ・検査・監督業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・届出に対する受付業務 ・検査・監督業務 |
| (その他の社会的費用) | — | <ul style="list-style-type: none"> ・監督当局において、公衆縦覧に供しているディスクロ誌に法定記載事項が適正に記載されているかを的確に把握しがたい状況にあり、利用者保護の観点から問題が生じる可能性がある。 | |
| 規制の便益 | 便益の要素 | | |
| | 監督当局において、ディスクロ誌の内容及び公衆縦覧義務の履行状況を的確に把握することが可能となり、より利用者保護に資することとなる。 | | 監督当局において、公衆縦覧義務の履行状況を把握することが可能となり、利用者保護に資することとなる。 |
| 政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等) | ディスクロ誌の縦覧を開始した場合の届出の追加のみを行い、当該届出の添付書類としてディスクロ誌の提出は求めない代替案は、監督当局において、ディスクロ誌の内容を的確に把握することが不可能となり、本改正案に比べ利用者保護のための対応が不十分となる可能性がある。したがって、今般は、本改正案を選択することが適当である。 | | |
| 備考 | | | |